

## 知事メッセージ

本日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、9月30日で解除することを決定しました。

最近、新規感染者は顕著に減少し、医療の負荷も改善傾向にあります。

県民や事業者の皆さんが、外出自粛や営業時間短縮の要請などにご協力いただいた結果であり、深く感謝いたします。

しかし、ここで制限を一気に緩めれば、感染がリバウンドし、再び医療ひっ迫を招くことにつながります。

そこで本県では、これまで行ってきた要請を段階的に緩和することとして、県民や事業者の皆さんに、次のとおり要請します。

〔県民の皆さんへ〕

- M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を継続してください。  
外出する際は、「人混みは危険」という意識を強く持って、引き続き、慎重に行動してください。

〔事業者の皆さんへ〕

- 県内の飲食店には、10月1日から10月24日までの間、特措法第24条第9項に基づき、次のとおり要請します。
  - ・マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は5時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
  - ・マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
  - ・その他の店舗は、営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、一組4人以内または同居家族での利用に限ります。
- これらの要請に応じていただいた店舗には、協力金を支給しますが、要請に応じていないことが判明した場合は、協力金は支給しません。

- イベントの開催に当たっては、特措法第24条第9項に基づき、10月31日までは、人数上限は1万人、歓声や声援のあるイベントは収容率50%、開催時間は21時まで、とします。

また、11月1日から来年1月31日までに開催を予定しているイベントにかかるチケットの事前販売は、1万人を上限とするようお願いいたします。

- 業界ガイドラインの遵守、混雑を避けるための入場整理、従業員のテレワークや時差出勤など、引き続き、感染防止対策の徹底をお願いします。

県は、引き続き、新型コロナウイルスから県民の皆さんの命を守るため、神奈川モデルによる医療提供体制の強化に、全力で取り組みます。

また、政府が行う、行動制限緩和に向けた技術実証に協力し、社会経済活動の促進に向けた取組も進めていきます。

引き続き、新型コロナウイルスの収束に向け、県民総ぐるみの取組に、ご協力をお願いします。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治